

指定管理者の候補者の選定に係る審査基準

1. 指定管理者の候補者の選定基準

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第 5 条第 3 項に規定する要件

- (1) 事業計画が、当該公の施設の設置及び管理について定める条例の規定に適合し、かつ利用者のサービスの確保のために適切なものであること。
- (2) 事業計画に沿った業務を安定かつ継続して実施するための能力を応募団体が有していること。
- (3) 管理の業務の公平かつ公正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

2. 指定管理者の候補者の選定の審査基準

(1) 事前審査

審査基準	判断基準
募集要項に示す欠格事項に該当していないか。	欠格事項の該当があれば失格とし、審査対象外とする。
申請書類等に不備はないか。	必要書類の欠落は失格とし、審査対象外とする。
関係法令等を理解し、遵守が見込まれるか。	欠格事項に該当する等、法令遵守の意識が低いと認められる場合は失格とし審査対象外とする。
提案価格は、基準価格内か。	基準価格を上回る場合は失格とし、審査対象外とする。

(2) 指定管理者の候補者の選定に係る審査

選定基準		審査項目		審査の視点		配点	申請書類
1 価格審査		提案価格		基準価格に対する提案価格の比率 (基準価格 53,000,000 円)		30 点	6 収支予算書 ※基準価格は、5 年間の平均値とする
2 基本項目	(1) 事業計画が、当該公の施設の設置及び管理について定める条例の規定に適合し、かつ利用者のサービスの確保のために適切なものであること。	(1)効用の発揮	施設の設置目的と市が求める業務を理解した事業計画であるか。	20 点	事業計画書 1 管理運営の基本方針 (1)施設の管理運営の基本方針 3 サービスの向上 (1)サービス向上及び利用拡大を図るための方策 (2)その他施設の効用を最大限に発揮させる方策 4 管理業務 (1)管理業務に係る効率化の取組み (2)施設・設備の維持管理の方法 6 収支予算書		
			サービス向上のための実現性の高い提案があるか。				
			利用促進・拡大の的確な手法が提案されているか。				
			提案する独自事業の実施方針及び内容は施設の設置目的を果たし且つ効果的なものか				
	(2)経費メリット	(2)経費メリット	提案の管理体制及び事業実施に対し適切な収支計画であるか。	15 点			
			収支予算（積算根拠）は明確であるか。				
			縮減の取組みとサービス低下に繋がらないバランスが図られた提案であるか。				
	(2) 事業計画に沿った業務を安定かつ継続して実施するための能力を応募団体が有していること。	(1)物的能力	市の施設等を良好に管理又は運営した実績があるか。	15 点	団体概要調書 事業計画書 4 管理業務 (2)施設・設備の維持管理の方法 (3)施設の管理に伴い発生する環境負荷軽減の取組み 5 施設の適正な管理体制 (1)組織体制について (2)人材育成方針及び職員研修の取組み (3)安全管理の取組みに関する具体的な方法 (4)個人情報保護に関する具体的な方法 (5)情報公開に関する具体的な方法 添付書類 直近の決算報告書又は決算見込みを説明する書類		
			安定して良好な施設管理及び運営の継続が可能であるか。				
			個人情報の保護及び情報公開対応に対し必要な措置が講じられているか。				
		(2)人的能力	適切な人員配置及び勤務体制が可能か。	10 点			
			人材育成に対する積極的な取り組みが講じられているか。				
			安全確保と危機管理の体制は適切に整備されているか。				
	(3) 管理の業務の公平かつ公正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること	(1)平等の確保	施設利用者の平等の確保を基本とした事業計画であるか。	5 点			
特定の個人及び団体等が優遇される提案ではないか。							
(2)公共性の維持		公の施設の管理・運営にふさわしい理念を持っているか。	5 点				
		利用者の要望や意見を把握し、その対応方法が的確に提案されているか。					
3 基本項目以外の項目		(1)地域貢献	地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加等による地域貢献の取組みが提案されているか。	15 点	事業計画書 5 施設の適正な管理体制 (6)地域活動への参加等の地域貢献 (7)労働環境等についての考え方		
		(2)労働環境等	労働者の福利厚生や労働安全環境の状況や障がい者雇用及び子育て支援等への状況は適切か。	10 点			

(3) 採点方法

〔価格審査の採点方法〕

基準価格（上限価格）に対する提案価格の比率を、以下の通り係数化し、それを価格点の配点（30 点）に乗じて得たものを得点とする。

◎計算式

配点 $\times \{0.6 + 2 \times (1 - \text{提案価格} / \text{基準価格})\}$

※「提案価格/基準価格」においては、小数点第 3 位以下切り捨て

◎表形式

上記計算式を表で示すと以下のとおり。

基準価格に対する提案価格の比率	価格点の配点（30 点）にかける係数	得点
80%以下	1.00	30.0 点
81%	0.98	29.4 点
82%	0.96	28.8 点
～	～	～
98%	0.64	19.2 点
99%	0.62	18.6 点
100%	0.60	18.0 点
100%超	失格	0 点

〔基本項目審査、基本項目以外の審査の採点方法〕

評価項目ごとに、以下の考え方で、4 段階の評価点数をつける。その上で、各評価項目の満点数に以下の評価割合を乗じて得たものを最終評価点とする。（小数点第 3 位は四捨五入）

得点の考え方	評価点数	評価割合
優れている	3	3/3
普通	2	2/3
優れているとはいえない（劣っている）	1	1/3
要求内容を満たしていない	0	0/3

〔総合評価〕

総合評価は、選定・評価委員が審査で採点した点数の平均（小数第3位は四捨五入）により行い、最も高い点数を獲得したものを指定管理者の候補とし、2番目に高い点数を獲得したものを次点者とする。

最低基準点は、各選定・評価委員の価格審査と基本項目審査の平均点が60点以上を満たすこととし、下回る場合は失格とする。

また、最も高い点数を獲得したものが2者以上あった場合はくじ引きにより、指定管理者の候補を決めるものとする。